

## 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は、改訂部分)

改訂後	改訂前
<p>目次</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可(法第17条第2項関係、第19条第3項関係及び第20条第3項関係)</p> <p>4. 差止請求関係業務等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 情報の提供(法第27条関係)</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>5. 監督</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6. 政党又は政治的目的のための利用(法第36条関係)</p>	<p>目次</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可(法第17条第2項関係、第19条第3項関係及び第20条第3項関係)</p> <p>4. 差止請求関係業務等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>5. 監督</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6. 政党又は政治的目的のための利用(法第36条関係)</p>

<p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 適格消費者団体の認定 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体の目的及び活動実績 (法第 13 条第 3 項第 2 号)</p> <p>ア 団体の目的 (略)</p> <p>なお、同号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」には、「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>学校、地域等において行われる消費者教育への協力</u></p> <p>⑥～⑪ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 業務規程の記載事項</p> <p>法第 13 条第 3 項第 3 号の業務規程には、同条第 4 項及び規則第 6 条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。</p>	<p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 適格消費者団体の認定 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体の目的及び活動実績 (法第 13 条第 3 項第 2 号)</p> <p>ア 団体の目的 (略)</p> <p>なお、同号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」には、「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 業務規程の記載事項</p> <p>法第 13 条第 3 項第 3 号の業務規程には、同条第 4 項及び規則第 6 条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。</p>
--	--

<p>ア 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 検討部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置等に関する事項</p> <p>規則第6条第1号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」とは、例えば、当該役員等が差止請求に係る相手方の役員又は職員である場合や当該差止請求に係る相手方と取引関係を有している場合などが該当し、特別の利害関係を有する場合の「措置」とは、例えば、当該役員等の理事会等その他の機関又は部門における議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止に係る措置などが該当する。</p> <p><u>規則第6条第1号ニに規定する「業務の公正な実施の確保に関する措置」には、理事が、事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営み又はこれに従事するものである場合その他の理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合における上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置が該当する。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第</p>	<p>ア 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 検討部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置等に関する事項</p> <p>規則第6条第1号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」とは、例えば、当該役員等が差止請求に係る相手方の役員又は職員である場合や当該差止請求に係る相手方と取引関係を有している場合などが該当し、特別の利害関係を有する場合の「措置」とは、例えば、当該役員等の理事会等その他の機関又は部門における議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止に係る措置などが該当する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第</p>
---	---

<p>2項関係、第19条第3項関係及び第20条第3項関係) (略)</p> <p>4. 差止請求関係業務等 (1)～(3) (略) <u>(4) 情報の提供(法第27条関係)</u> <u>差止請求に係る判決等の情報の提供を行うに当たっては、消費者のプライバシーの侵害のおそれ等がある場合を除き、当該判決等の概要のほか、当該判決等の内容についても、個人情報等の取扱いに留意した上で、消費者が理解しやすい方法で提供するようにすることが望ましい。このほか、消費者の被害の防止及び救済に資するために必要な情報の提供を行う場合において、当該情報に他の者の業務に関する情報が含まれているときは、当該他の者の業務が適格消費者団体の業務と誤認されることのないように留意することが望ましい。</u> <u>(5) (略)</u></p> <p>5. 監督 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分等(法第32条、第33条及び第34条関係) ア (略) イ 適合命令及び改善命令(法第33条関係) 法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適</p>	<p>2項関係、第19条第3項関係及び第20条第3項関係) (略)</p> <p>4. 差止請求関係業務等 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>5. 監督 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分等(法第32条、第33条及び第34条関係) ア (略) イ 適合命令及び改善命令(法第33条関係) 法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適</p>
---	---

<p>格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① <u>理事会及び理事に関し法第13条第3項第4号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）</u>など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もともと、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）</p> <p>② <u>適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合</u></p> <p>③ <u>消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず</u>に、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝<small>ひぼう</small>をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合</p>	<p>格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① <u>理事会及び理事に関し法第13条第3項第4号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をするなど、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もともと、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>④ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>6. 政党又は政治的目的のための利用 (法第 36 条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>② (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>6. 政党又は政治的目的のための利用 (法第 36 条関係)</p> <p>(略)</p>
---	---